新規上場申請のための四半期報告書

（第34期第１四半期）

自　2023年10月１日
至　2023年12月31日

株式会社ケイ・ウノ

目　　次

頁

表　紙

第一部　企業情報 …… 1
　第１　企業の概況 …… 1
　　１　主要な経営指標等の推移 …… 1
　　２　事業の内容 …… 1
　第２　事業の状況 …… 2
　　１　事業等のリスク …… 2
　　２　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 2
　　３　経営上の重要な契約等 …… 3
　第３　提出会社の状況 …… 4
　　１　株式等の状況 …… 4
　　(1) 株式の総数等 …… 4
　　(2) 新株予約権等の状況 …… 4
　　(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 …… 6
　　(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 …… 6
　　(5) 大株主の状況 …… 6
　　(6) 議決権の状況 …… 7
　　２　役員の状況 …… 7
　第４　経理の状況 …… 8
　　１　四半期連結財務諸表 …… 9
　　(1) 四半期連結貸借対照表 …… 9
　　(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 …… 10
　　四半期連結損益計算書 …… 10
　　第１四半期連結累計期間 …… 10
　　四半期連結包括利益計算書 …… 11
　　第１四半期連結累計期間 …… 11
　　２　その他 …… 15
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 16

［四半期レビュー報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社名古屋証券取引所　代表取締役社長　　竹田　正樹　殿
【提出日】	2024年９月４日
【四半期会計期間】	第34期第１四半期（自2023年10月１日　至2023年12月31日）
【会社名】	株式会社ケイ・ウノ
【英訳名】	Ｋ-ｕｎｏ，ＣＯ．，ＬＴＤ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　伊藤　崇史
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市千種区猫洞通三丁目９番地
【電話番号】	052-763-6159(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　渡沼　和則
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市千種区猫洞通三丁目９番地
【電話番号】	052-763-6159(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　渡沼　和則

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第１四半期連結 累計期間	第33期
会計期間		自　2023年10月１日 至　2023年12月31日	自　2022年10月１日 至　2023年９月30日
売上高	（千円）	1,747,245	6,170,243
経常利益	（千円）	113,253	167,449
親会社株主に帰属する 四半期（当期）純利益	（千円）	70,578	80,253
四半期包括利益又は包括利益	（千円）	68,801	78,651
純資産額	（千円）	934,306	865,504
総資産額	（千円）	4,155,905	4,332,428
１株当たり四半期（当期）純利益	（円）	74.83	85.09
潜在株式調整後１株当たり四半期 （当期）純利益	（円）	―	―
自己資本比率	（%）	22.48	19.98

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

３．当社は、第33期第１四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、第33期第１四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

４．第34期第１四半期連結会計期間及び第１四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表並びに第33期連結会計年度の連結財務諸表については、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、監査法人東海会計社による四半期レビュー及び監査を受けております。

５．当社は2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月14日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第１四半期連結累計期間については四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同四半期連結累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第１四半期連結会計期間末における資産合計は4,155,905千円となり、前連結会計年度末に比べ176,523千円の減少となりました。これは主に、原材料及び貯蔵品が増加した一方で、現金及び預金が減少したこと等によるものであります。

（負債）

当第１四半期連結会計期間末における負債合計は3,221,599千円となり、前連結会計年度末に比べ245,324千円の減少となりました。これは主に、長期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び未払金が減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当第１四半期連結会計期間末における純資産合計は934,306千円となり、前連結会計年度末に比べ68,801千円の増加となりました。これは主に、利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第１四半期連結累計期間における我が国経済は、大手企業を中心とした堅調な業績を背景に、生産体制強化のための設備投資等が進んだことから景気回復が持続しているものの、コロナ禍明け後の個人消費の需要回復はほぼ一巡し、復調は限定的となりました。また、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、円安の影響による物価上昇に伴う消費者マインドの冷え込みが懸念され、依然として不安要素が残されております。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画にパーパス「オーダーメイドでお客様に特別な感動と喜びを贈り続ける」を掲げ、顧客満足度を向上させ複数回の購入を促すケイウノファンマーケティングを強化する戦略を立て、営業体制・製造体制の強化等に取り組んでまいりました。

株式会社ケイ・ウノにおいては、ブライダルジュエリー事業の強化として、通常のホリデーシーズンフェアの開催に加え、新規来店を促すマーケティングの強化や店舗での積極的な声がけに注力し、新たな顧客の獲得に取り組みました。

子会社である株式会社ユートレジャーにおいては、キャラクターをモチーフとした腕時計が人気を博し、ファッションカテゴリーの売上が好調に推移しました。また、海外販路の基盤強化として、イベントへの参加に積極的に取り組み、売上も伸長いたしました。

以上の結果、第１四半期連結累計期間の業績は、売上高1,747,245千円、営業利益122,653千円、経常利益113,253千円となりました。この結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は70,578千円となりました。

なお、当社グループの事業は、「製造小売事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3)会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4)経営方針・経営戦略等

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はあ

りません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7)経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第２　事業の状況　１　事業等のリスク」を参照ください。

(8)資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金により資金調達しております。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	18,000
計	18,000

（注）2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月14日開催の臨時株主総会にて株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,754,000株増加し、3,772,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（2023年12月31日）	提出日現在発行数（株）（2024年９月４日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,716	943,200	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,716	943,200	－	－

（注）１．2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月14日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は938,484株増加し、943,200株となっております。

２．2024年６月14日開催の臨時株主総会決議により、2024年６月14日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2023年12月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　７
新株予約権の数（個）　※	40　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　40　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	210,000　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2025年12月28日 至　2033年12月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　210,000 資本組入額　　105,000
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	本新株予約権者は、本新株予約権を他に譲渡することは認めないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※　新株予約権証券の発行時（2023年12月27日）における内容を記載しております。

（注）１．新株予約権１個につき目的となる株式数は、１株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　× 分割・併合の比率

２．新株予約権１個の行使に際して出資される払込金額は、行使価額に上記で定める新株予約権1個当りの目的である株式の数を乗じた金額とする。
なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調

整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{A + \dfrac{B \times C}{\text{1株当りの時価}}}{A + B}$$

A：既発行株式数、B：新規発行株式数、C：1株当り払込金額

尚、Aとは当社の発行済普通株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、Bを「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

３．① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員又はその他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降においていずれかの金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる。

③ 新株予約権者は、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

（ⅰ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過する日までは、割当てられた権利の３分の１の権利を行使することができる。

（ⅱ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から１年間が経過した日以降は、割当てられた権利の３分の２の権利を行使することができる。

（ⅲ）当社株式が金融商品取引所に上場された月の月末から２年間が経過した日以降は、割当てられた権利の全部を行使することができる。

④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人はその権利を相続することはできない。

⑤ 各新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

４．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）１に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）２で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

（注）３に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2023年10月１日～2023年12月31日	―	4,716	―	30,000	―	69,900

（注）2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月14日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は938,484株増加し、943,200株となっております。

（５）【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　4,716	4,716	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	4,716	－	－
総株主の議決権	－	4,716	－

（注）2024年５月15日開催の取締役会決議により、2024年６月14日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行うとともに、2024年６月14日開催の臨時株主総会決議により、2024年６月14日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式943,200株、議決権の数は9,432個、発行済株式総数の株式数は943,200株、総株主の議決権の議決権の数は9,432個となっております。

②【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
－	－	－	－	－	－
計	－	－	－	－	－

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、第１四半期連結会計期間（2023年10月１日から2023年12月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（2023年10月１日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人東海会計社による四半期レビューを受けております。

３．最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の４の７－６」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

１【四半期連結財務諸表】

（１）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2023年9月30日）	当第１四半期連結会計期間 （2023年12月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	978,538	732,384
売掛金	384,467	443,436
商品及び製品	826,661	830,176
仕掛品	222,120	185,890
原材料及び貯蔵品	652,718	727,384
その他	120,512	119,713
流動資産合計	3,185,019	3,038,985
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	411,187	418,389
土地	43,000	43,000
その他（純額）	67,406	65,818
有形固定資産合計	521,594	527,207
無形固定資産	78,262	75,518
投資その他の資産	547,552	514,194
固定資産合計	1,147,409	1,116,919
資産合計	4,332,428	4,155,905
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,087	65,233
短期借入金	800,000	800,000
１年内返済予定の長期借入金	332,192	273,183
未払金	165,074	146,273
未払費用	216,935	220,622
未払法人税等	52,949	18,685
契約負債	751,353	752,489
賞与引当金	112,607	55,741
その他	93,163	113,204
流動負債合計	2,595,363	2,445,432
固定負債		
長期借入金	576,313	478,558
退職給付に係る負債	2,294	2,525
資産除去債務	271,193	274,827
その他	21,758	20,256
固定負債合計	871,560	776,166
負債合計	3,466,923	3,221,599
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	152,300	152,300
利益剰余金	658,080	728,659
株主資本合計	840,380	910,959
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	25,124	23,346
その他の包括利益累計額合計	25,124	23,346
純資産合計	865,504	934,306
負債純資産合計	4,332,428	4,155,905

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　2023年10月１日 至　2023年12月31日）
売上高	1,747,245
売上原価	713,461
売上総利益	1,033,783
販売費及び一般管理費	911,130
営業利益	122,653
営業外収益	
受取利息及び配当金	57
為替差益	1,432
その他	168
営業外収益合計	1,658
営業外費用	
支払利息	1,562
持分法による投資損失	9,376
その他	119
営業外費用合計	11,059
経常利益	113,253
特別利益	
固定資産売却益	29
特別利益合計	29
特別損失	
固定資産除却損	0
特別損失合計	0
税金等調整前四半期純利益	113,283
法人税、住民税及び事業税	19,613
法人税等調整額	23,091
法人税等合計	42,704
四半期純利益	70,578
親会社株主に帰属する四半期純利益	70,578

【四半期連結包括利益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　2023年10月１日 至　2023年12月31日）
四半期純利益	70,578
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△1,777
その他の包括利益合計	△1,777
四半期包括利益	68,801
（内訳）	
親会社株主に係る四半期包括利益	68,801

【注記事項】

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第１四半期連結累計期間 （自　2023年10月１日 至　2023年12月31日）
減価償却費	20,397千円

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間（自　2023年10月１日　至　2023年12月31日）

当社グループは、製造小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第１四半期連結累計期間（自　2023年10月１日　至　2023年12月31日）

（単位：千円）

	製造小売事業
財又はサービスの種類別	
ジュエリー	1,666,002
時計	61,585
その他	19,657
合計	1,747,245
収益認識の時期	
一時点で移転される財	1,747,245
一定期間にわたり移転されるサービス	―
合計	1,747,245

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期連結累計期間 （自　2023年10月１日 至　2023年12月31日）
１株当たり四半期純利益	74円83銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	70,578
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	70,578
普通株式の期中平均株式数（株）	943,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第６回新株予約権 新株予約権の数　40個 （普通株式 8,000株）

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は2024年６月14日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、2024年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月14日付をもって株式分割を行っております。また、2024年６月14日開催の臨時株主総会により、発行可能株式総数の変更及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議しております。

（１）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

（２）株式分割の概要

①分割方法

2024年６月14日時点の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式１株につき200株の割合をもって分割しております。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,716株
今回の株式分割により増加する株式数	938,484株
株式分割後の発行済株式総数	943,200株
株式分割後の発行可能株式総数	3,772,000株

③株式分割の効力発生日

2024年６月14日

④１株当たり情報に与える影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

（３）単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式を100株といたしました。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年８月23日

株式会社ケイ・ウノ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員
業務執行社員　公認会計士　棚橋泰夫

代表社員
業務執行社員　公認会計士　塚本憲司

監査人の結論

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の有価証券上場規程第216条第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイ・ウノの2023年10月１日から2024年９月30日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（2023年10月１日から2023年12月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（2023年10月１日から2023年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイ・ウノ及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査

の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上